第二節　事業再生の円滑化

（認証紛争解決事業者の認定の申請）

第十五条　法第四十七条第一項の規定により経済産業大臣の認定を受けようとする認証紛争解決事業者は、様式第十による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　［略］

（変更の認証等の届出）

第十六条　特定認証紛争解決事業者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、様式第十一によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

一　法第四十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）の認定に係る手続実施者を変更する場合

二～六　［略］

（認証紛争解決事業者の認定に係る手続実施者の要件）

第十七条　法第四十七条第一項第一号の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　［略］

二　法第四十七条第一項第一号の手続実施者を補佐する者として事業再生に係る債務者とその債権者との間の権利関係を二件（ただし、民事再生法第五十四条第二項の監督委員（第十八条第一項第一号及び第二十二条第三項において「監督委員」という。）又は同法第六十四条第一項の管財人若しくは会社更生法第四十二条第一項の管財人（第十八条第一項第二号及び第二十二条第三項において「管財人」という。）の経験を有する者については、一件）以上適切に調整した経験を有すること。

三　［略］

四　一般に公表された債務処理を行うための手続（破産手続、再生手続、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定による更生手続及び特別清算に関する手続を除く。）についての準則（公正かつ適正なものと認められるものに限る。）に基づき、事業再生に係る債務者とその債権者との間の権利関係を適切に調整した経験を有すること。

（前条の手続実施者が弁護士でない場合に当該手続実施者が助言を受ける弁護士の要件）

第十八条　法第四十七条第一項第一号の認定に係る手続実施者が弁護士でない場合において、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第五号の規定により、認証紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、当該手続実施者が助言を受ける弁護士は、前条各号のいずれか及び次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　監督委員の経験を有する者

二　管財人の経験を有する者

（認証紛争解決手続の実施方法に係る基準）

第十九条　法第四十七条第一項第二号の経済産業省令で定める基準は、次条から第二十九条までに定めるところによる。

（事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議）

第二十二条　［略］

2　［略］

3　前項第二号の手続実施者の中には、監督委員若しくは管財人の経験を有する者が一人以上含まれなければならない。ただし、事業再生計画案が債権放棄を伴う場合には、手続実施者を三人以上（債務者の有利子負債が十億円に満たない場合には、二人以上）選任し、当該手続実施者の中には監督委員又は管財人の経験を有する者及び公

第二節　事業再生の円滑化

（認証紛争解決事業者の認定の申請）

第十五条　法第四十九条第一項の規定により経済産業大臣の認定を受けようとする認証紛争解決事業者は、様式第十による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　［略］

（変更の認証等の届出）

第十六条　特定認証紛争解決事業者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、様式第十一によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

一　法第四十九条第一項（第一号に係る部分に限る。）の認定に係る手続実施者を変更する場合

二～六　［略］

（認証紛争解決事業者の認定に係る手続実施者の要件）

第十七条　法第四十九条第一項第一号の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　［略］

二　法第四十九条第一項第一号の手続実施者を補佐する者として事業再生に係る債務者とその債権者との間の権利関係を三件以上適切に調整した経験を有すること。

三　［略］

四　一般に公表された債務処理を行うための手続（破産手続、再生手続、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定による更生手続及び特別清算に関する手続を除く。）についての準則（公正かつ適正なものと認められるものに限る。）に基づき、事業再生に係る債務者とその債権者との間の権利関係を適切に調整した経験を有すること。

（前条の手続実施者が弁護士でない場合に当該手続実施者が助言を受ける弁護士の要件）

第十八条　法第四十九条第一項第一号の認定に係る手続実施者が弁護士でない場合において、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第五号の規定により、認証紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、当該手続実施者が助言を受ける弁護士は、前条各号のいずれか及び次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第五十四条第二項の監督委員（第二十二条第三項において「監督委員」という。）又は同法第六十四条第一項の管財人の経験を有する者

二　会社更生法第四十二条第一項の管財人の経験を有する者

（認証紛争解決手続の実施方法に係る基準）

第十九条　法第四十九条第一項第二号の経済産業省令で定める基準は、次条から第二十九条までに定めるところによる。

（事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議）

第二十二条　［略］

2　［略］

3　前項第二号の手続実施者の中には、監督委員若しくは民事再生法第六十四条第一項の管財人又は会社更生法第四十二条第一項の管財人（以下この項において「管財人」という。）の経験を有する者が一人以上含まれなければならない。ただし、事業再生計画案が債権放棄を伴う場合には、手続実施者を三人以上（債務者の有利子負債が十億